

那 霸 市 公 報

第 1 6 7 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について
(子育て応援課) 1211
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について (障がい福祉課) 1212
- 指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について
(障がい福祉課) 1213
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 1214
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について (保護管理課) 1215
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 1216
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) 1217
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) 1218
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課) 1219
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) 1220

◇公 告◇

- 個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) …………… 1221
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について
(市民生活安全課) …………… 1223
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) …………… 1234
- 那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募について (管財課) …………… 1235

◇消防局訓令◇

- 那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 1237

◇選挙管理委員会告示◇

- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 1239

告 示

那覇市告示第 243 号
平成 28 年 9 月 30 日
掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項ならびに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、委託したので次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務

- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
代表者 代表取締役社長 平良 孝夫

- 3 委託期間 平成 28 年 10 月 3 日から平成 29 年 3 月 31 日

那覇市告示第 255 号

平成 28 年 10 月 17 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 28 年 9 月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	甲口 知也	内科	そらクリニック
2	南 正之	神経内科	天久台病院
3	名富 久義	内科	那覇市立病院
4	城間 裕子	内科	那覇市立病院
5	西澤 万貴	内科	那覇市立病院
6	上原 圭太	内科	那覇市立病院
7	與那嶺 圭輔	内科	那覇市立病院
8	中田 円仁	循環器科	那覇市立病院
9	上原 朋子	小児科	那覇市立病院
10	新垣 律子	小児科	那覇市立病院
11	真栄城 兼誉	外科	那覇市立病院
12	大城 あずさ	小児科	沖縄南部療育 医療センター
13	藤倉 悟	内科	沖縄セントラル病院
14	小西 孝典	脳神経外科	沖縄セントラル病院
15	石橋 孝勇	小児科	那覇市立病院
16	下地 亮	脳神経外科	那覇市立病院
17	白瀬 統星	整形外科	那覇市立病院
18	宮城 元	小児科	那覇市立病院

那覇市告示第 256 号

平成 28 年 10 月 17 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 28 年 10 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
訪問看護ステーションかみはら 那覇市寄宮 1 丁目 9 番地の 5	医療法人 おもと会 理事長 石井 和博	育成医療・更生医療

那覇市告示第 257 号

平成 28 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
山田薬局	株式会社プチファーマシスト	平成 28 年 8 月 1 日
那覇市松川三丁目 12 番 2 号		
仲里歯科医院	仲里耕治	平成 28 年 8 月 1 日
那覇市久米一丁目 25 番 10 号		
訪問看護ステーション よりそい	株式会社リンクス	平成 28 年 9 月 1 日
那覇市寄宮三丁目 3 番 11 号 オークレイクビレッジ 107		

那覇市告示第 258 号

平成 28 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
相生薬局首里平良店	平成 28 年 9 月 1 日
那覇市首里平良町 2 丁目 8 番地	

那覇市告示第 259 号

平成 28 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
仲里歯科医院	仲里正博	平成 28 年 8 月 1 日
那覇市久米一丁目 25 番 10 号		

那覇市告示第 260 号

平成 28 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター いーじま	平成 28 年 8 月 31 日
那覇市宇栄原一丁目 8 番 1 号	
仲里歯科医院	平成 28 年 7 月 31 日
那覇市久米一丁目 25 番 10 号	
デイサービスハッピーライフ壺川	平成 28 年 8 月 31 日
那覇市壺川 2 丁目 9 番地 12	
生協総合ケアセンター 居宅介護支援事業所にじ	平成 28 年 9 月 30 日
那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号	
協同にじクリニック	平成 28 年 9 月 30 日
那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号	

那 覇 市 告 示 第 261 号

平成 28 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
南出 こずえ	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成28年9月2日
ガンジュウ社	那覇市古波蔵一丁目 20 番 32 号	
當山 雄彦	はり・きゅう	平成28年9月14日
當山指圧鍼灸接骨院	那覇市樋川二丁目 16 番 1 号	
當山 正樹	はり・きゅう	平成28年9月14日
當山指圧鍼灸接骨院	那覇市樋川二丁目 16 番 1 号	
糸数 昌治	柔道整復	平成28年9月26日
おなが小禄整骨院	那覇市字小禄 414 番地 5 1 階	
豊見山 杏里	柔道整復	平成28年9月26日
おなが小禄整骨院	那覇市字小禄 414 番地 5 1 階	

那覇市告示第 262 号

平成 28 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
夏秋 友美		平成28年9月1日
施術所 所在地	那覇市字仲井真 297 番地 1 (那覇市字仲井真 379 番地 1 レジデンス新垣)	
新垣 大地		平成28年9月1日
施術所 所在地	那覇市字仲井真 297 番地 1 (那覇市字仲井真 379 番地 1 レジデンス新垣)	

那覇市告示第 263 号

平成 28 年 10 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
山里 りえ子	ガンジュウ社	平成28年3月31日
	那覇市古波蔵一丁目 20 番 32 号	
仲川 ちえ子	ガンジュウ社	平成28年3月31日
	那覇市古波蔵一丁目 20 番 32 号	
翁長 研一	おなが小禄整骨院	平成28年6月1日
	那覇市字小禄 414 番地 5 1 階	

公 告

那覇市公告第 336 号
平成 28 年 10 月 4 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 9月 21日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	都市計画部 市街地整備課 電話862-9137			
個人情報管理責任者	市街地整備課長			
業務の名称	組合が施行する土地区画整理事業に関すること			
業務の目的	土地区画整理組合が施工する土地区画整理事業にまつわる業務を行う。			
個人情報の対象者	区画整理事業施行地区内権利者			
業務の開始年月日	平成27年 4月 1日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 収入 <input checked="" type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ()
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意) 法令等 公知性 ・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時()			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考	本来であれば組織改正時に申請すべきであったが、認識不足により申請が遅れた。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 337 号
平成 28 年 10 月 4 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業 務 の 名 称	市長同意による入院事務(精神保健福祉法第33条3項)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	市町村長同意の手続きをする者等の生活保護又は中国残留邦人等の支援給付の受給の有無及び受給の場合受給期間		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	適切な医療保護入院手続きを行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業 務 の 名 称	診察及び保護の申請受理 (精神保健福祉法第22条)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	診察及び保護の申請対象者等の生活保護又は中国残留邦人等の支援給付の受給の有無及び受給の場合受給期間		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	適切な診察及び保護の申請受理手続きを行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業 務 の 名 称	警察官通報の收受 (精神保健福祉法第23条)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	警察官通報対象者等の生活保護又は中国残留邦人等の支援給付の受給の有無及び受給の場合受給期間		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理 由	適切な警察官通報の收受手続きを行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届 出 担 当 部 課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業 務 の 名 称	精神保健及び精神障害者の福祉相談指導等(精神保健福祉法第47条)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	来所相談、電話相談、会議参加等の相談があった者等の生活保護又は中国残留邦人等の支援給付の受給の有無及び受給の場合受給期間		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	精神保健福祉相談に対する適切な支援を行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業務の名称	地域生活支援事業 (障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条)		
利用の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	来所相談、電話相談、会議参加等の相談があった者等の生活保護又は中国残留邦人等の支援給付の受給の有無及び受給の場合受給期間		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	電話、来所、訪問、受診援助、生活支援等の適切な支援を行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民文化部ハイサイ 市民課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業 務 の 名 称	地域生活支援事業 (障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	来所相談、電話相談、会議参加等の相談があった者等の住民関係情報(氏名(カナ含む)、住所、生年月日、年齢、性別、続柄、前住所、住定日、異動日、個人コード、世帯コード、住民区分、世帯主名、消除欄、備考欄、本籍地、筆頭者、住民票最新異動日、最新異動事由)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理 由	電話、来所、訪問、受診援助、生活支援等の適切な支援を行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課		電話 098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部国民健康保険課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業務の名称	地域生活支援事業 (障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条)		
利用の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	来所相談、電話相談、会議参加等の相談があった者等の国保資格関係情報(記号番号、資格得喪日、事由、種別等)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	電話、来所、訪問、受診援助、生活支援等の適切な支援を行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業 務 の 名 称	地域生活支援事業 (障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年9月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	来所相談、電話相談、会議参加等の相談があった者等の障がい者関係情報(身障・療育・精神保健福祉手帳(交付日、喪失日)、氏名、住所、保護者名、保護者住所、手帳番号、障害等級有効期間、承認日、診断名受給者番号、有効期限通院医療機関、診断名、サービス利用状況、精神障害者福祉保健台帳情報)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	電話、来所、訪問、受診援助、生活支援等の適切な支援を行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供届出書

平成28年3月29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部チャージがんじゅう課	目的外利用部課 又は提供先	健康部地域保健課
業 務 の 名 称	地域生活支援事業 (障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条)		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(平成27年10月1日～)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	来所相談、電話相談、会議参加等の相談があった者等の介護保険給付等関係情報(被保険者番号、資格、得喪事由、得喪日付、認定有効期間(自)(至)、要介護度)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	電話、来所、訪問、受診援助、生活支援等の適切な支援を行うために、世帯状況の把握が必要なため。		
届出担当部課	健康部地域保健課	電話	098-853-7962

那覇市公告第 338 号
平成 28 年 10 月 4 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 339 号
平成 28 年 10 月 6 日
掲 示 済

那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募について

那覇市では、市役所本庁舎内に清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、「市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成23年12月6日市長決裁）」に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

那覇市役所本庁舎内の3階を除く1階から11階に設置する以下11台の自販機について、一括で1案件として入札を行う。

- ①災害救助ベンダー対応自販機 1台
- ②一般自販機（2階2台、4階～11階の各1台）10台

(2) 契約の名称

那覇市役所本庁舎自動販売機設置賃貸借

(3) 入札に付する物件

- ①所在地：那覇市泉崎一丁目1番1号（3階を除く1階から11階までの設置場所11箇所）

(4) 契約期間：

平成28年11月12日から平成29年12月19日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人
- (2) 法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。
- (5) 過去5年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。
- (6) 過去3年の間に締結した契約において、その義務をすべて誠実に履行していること。
- (7) 本公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（借受者）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業」（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

- (8) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 契約事項を示す場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市 総務部 管財課

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成28年10月27日（木）午後3時～
(2) 場 所：那覇市役所本庁舎5階

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第8条第1項第1号の規定に基づく場合は免除とします。

6 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

- 7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

- 8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 入札実施要領の交付に関する事項

- (1) 入札案内書（公募要領）の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。
(2) 入札参加申込受付期間は、平成28年10月6日（木）から平成28年10月19日（水）まで。

10 その他

- (1) 落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
(2) 入札参加者は、那覇市ホームページを確認し、窓口で配布する「那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募要領（制限付一般競争入札）」を熟読し、これを遵守すること。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理G
電話：(代表) 098-867-0111 (内 2078)
(直通) 098-862-9904

消防局訓令

那覇市消防局訓令第5号
平成28年10月4日
公 表 済

那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市消防局長 平 良 真 徳

那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防職員服務規程(昭和54年消防本部第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>出勤簿及び遅参早退簿の押印</u>)</p> <p>第8条 職員は、<u>定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、消防局長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 職員は、遅参したとき、又は早退しようとするときは、<u>遅参、早退簿に時間を明記して押印しなければならない。</u></p> <p>3 前2項の手続きを怠る者は、無届欠勤として取り扱う。 (年次有給休暇等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)別表第2(第14号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第2号様式)</p>	<p>(<u>出勤、退勤及び遅参早退簿の記録</u>)</p> <p>第8条 <u>ICカード読取機が設置された庁舎に勤務する毎日勤務者(以下「読取機適用職員」という。)</u>は、<u>出勤時及び退勤時に、自ら、那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程(1964年那覇市訓令第2号)第2号様式に規定する名札による所定の操作を行って、出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。ただし、消防局長が認める場合は、その限りでない。</u></p> <p>2 <u>読取機適用職員以外の職員(以下「出勤簿適用職員」という。)</u>は、<u>定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、消防局長が認める場合は、その限りでない。</u></p> <p>3 <u>出勤簿適用職員</u>は、遅参したとき、又は早退しようとするときは、<u>遅参早退簿に時刻を明記して自ら押印しなければならない。</u></p> <p>4 前3項の手続きを怠る者は、<u>原則として</u>無届欠勤として取り扱う。 (年次有給休暇等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)第21条及び別表第2(第11号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第2号様式)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則
この規程は、平成28年7月6日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 47 号
平 成 2 8 年 1 0 月 1 7 日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により、平成 28 年 10 月 20 日から平成 28 年 11 月 3 日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧の場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

